

## 令和7年度家畜商講習会実施要領

### 1 目的

家畜商業務の健全な運営を図り、家畜取引の公正を期するため、新たに家畜取引業務に従事しようとする者に、その業務に関する知識を習得させることを目的とする。

### 2 主催

山梨県

### 3 講習会開催期日

令和8年3月5日（木）～令和8年3月6日（金）2日間

### 4 講習会会場

甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁防災新館403会議室

### 5 受講資格

家畜商法第3条の規定による家畜商の免許を取得しようとする者。

### 6 受講申請

#### （1）提出書類および手数料

ア) 家畜商講習会受講申請書（別記様式第1号）

イ) 上半身脱帽した写真（3cm×2.4cm）1枚（白黒、カラーどちらでも可）

ウ) 手数料：山梨県収入証紙 3,520円

※県収入証紙は、別紙チラシのとおり、販売は令和7年12月まで・使用は令和8年3月までとなっていますので、ご注意ください。

令和8年1月5日からは、やまなしくらしねっと・現金併用キャッシュレスレジ・収入証紙（令和7年12月までに購入したもの）の3つ

エ) 受講票送付先を明記した封筒（110円切手貼付）

なお、家畜商法施行規則第4条第1号（獣医師法第3条の規定による獣医師の免許の交付を受けている者）および第2号（家畜改良増殖法第16条第1項の規定による家畜人工授精師の免許の交付を受けている者）の規定に該当する者で、家畜商法施行令第1条の4の1項ただし書の規定により講習時間の特例措置の適用を受けようとする者は、獣医師免許証または家畜人工授精師免許証の写しを併せて提出するものとする。

#### （2）提出期限

令和8年2月13日（金）必着

#### （3）提出先

山梨県農政部畜産課（〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1）

7 前項の家畜商講習会受講申請書を受理したときは、受講票を作成し、出願者に交付するものとする。

8 講習科目および日程

|           | 科 目                   | 講 習 時 間           |      |
|-----------|-----------------------|-------------------|------|
| 5日<br>(木) | 受 付                   | 8 : 45            |      |
|           | 開 講 式                 | 9 : 00 ~ 9 : 15   |      |
|           | 家畜の取引に関する法令           | 9 : 15 ~ 12 : 00  | 2.75 |
|           |                       | 13 : 00 ~ 14 : 15 | 1.25 |
|           | 家 畜 の 疾 病             | 14 : 15 ~ 15 : 45 | 1.5  |
|           |                       | 15 : 45 ~ 17 : 15 | 1.5  |
| 6日<br>(金) | 家畜の品種および特徴<br>(大 家 畜) | 9 : 00 ~ 11 : 00  | 2.0  |
|           | 家畜の品種および特徴<br>(中小家畜)  | 11 : 00 ~ 12 : 00 | 2.0  |
|           |                       | 13 : 00 ~ 14 : 00 |      |
|           | 家畜の悪癖、機能障害            | 14 : 00 ~ 17 : 00 | 3.0  |
|           | 閉 講 式                 | 17 : 00 ~ 17 : 15 |      |

講師の都合により時間割変更の可能性あり。

9 修了証明書の交付

講習会の全課程（特例措置の者は規定の課程）を受講した者に対して修了証明書を交付する。

10 その他

（1）テキストは「家畜取引の知識 改訂版」（ぎょうせい社刊 税込 3,740 円）を使用します。必要な方は、申請時にその旨申し込み、代金は講習会初日に持参してください。なお、テキストは令和2年11月から改訂されていません。

（2）詳細については、山梨県農政部畜産課畜産振興担当までお問い合わせください。  
(TEL:055-223-1605 FAX:055-223-1609 MAIL:chikusan@pref.yamanashi.lg.jp)